
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 215 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 215 回金融商品専門委員会（2024 年 3 月 28 日開催）において、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する再提案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の構成資産である市場価格のない株式について、会計方針の選択として、時価評価（評価差額はその他の包括利益（OCI））するオプションを設けるとする事務局の提案に賛同する。

（評価差額を OCI とすることに関する意見）

3. 金融商品の分類及び測定について全般的に見直す前の段階において、現行基準で時価評価が認められていない市場価格のない株式だけを時価評価（評価差額は純損益（PL））とすることには唐突感があり、現行基準との内的整合性を重視し評価差額を OCI とすることがよいと考える。
4. 同一の市場価格のない株式に対して複数のファンドが投資している場合、異なる時価が算定されることが考えられることを踏まえ、評価差額を OCI とすることがよいと考える。

（時価評価することをオプションとすることに関する意見）

5. VC ファンドへの出資者の会計処理に基準開発の範囲を限定することが困難であることを踏まえると、時価評価を強制することは本プロジェクトの趣旨に反する可能性があると考えられるため、一定の注記を前提として時価評価することをオプションとすることがよいと考える。
6. 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲を明確に定義することが困難であることや時価の信頼性に懸念があることから、時価評価することをオプションとすることがよいと考える。

7. 時価評価することをオプションとした場合であっても、テーマ提案者のニーズを一定程度満たすことができると考える。

(オプションの適用単位に関する意見)

8. 時価の信頼性に懸念があることを踏まえると、実務上はオプションの適用単位をファンドごととすることが有用であると考え、資料第16項の整理を覆すほどではないため、会計方針の選択とする事務局の提案に賛同する。

(その他)

9. 時価評価することをオプションとする場合、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関して、第213回金融商品専門委員会(2023年2月29日開催)で提案された「組合契約等において、投資対象を専ら市場価格のない株式としている。」という要件を見直すことが考えられる。
10. 評価差額をOCIとする場合、有価証券の減損判定に関して議論する必要があると考える。
11. 外国籍ファンドが保有する市場価格のない株式の減損判定について実務における対応可能性に懸念があるため、実務負担を軽減する観点から評価差額をPLとするオプションを設けることを検討することがよいと考える。
12. 作成者が時価評価するオプションを会計方針の選択として適用するかどうかを検討するうえで、本プロジェクトの趣旨を理解する必要があると考える。また、財務諸表利用者や監査人の観点からも本プロジェクトの趣旨に関する共通認識が必要であると考えられるため、結論の背景に本プロジェクトの趣旨を明示することがよいと考える。

以 上